資料⑭

前回の議員定数に関する議論の推移（定数４４人⇒３９人へ５減）

○議会制度等検討協議会

開催日・回数	議題等概要	結果
H20.5.26(月)第７回	議員定数について協議	各会派意見聴取、今後協議
H20.7.4(金) 第８回	議員定数について協議	定数削減か否か、削減の場合の人数、特例区の扱いを引き続き検討していく
H20.8.26(金)第９回	議員定数について協議	削減することで全会一致、数・選挙区は検討
H20.10.6(月)第10回	議員定数について協議	選挙区は設けず全市１区とする。定数 36～44 で調整
H20.10.28(火)第11回	議員定数について協議	定数について次回までに一定の方向性を出す。
H20.11.10(月)第 12回	議員定数について協議	定数 39 を決定した。

○議員定数削減に関する議論のまとめ（H20.5.26(第７回)～H20.11.10(第 12 回)）

第 7 回から第 12 回までの議会制度等検討協議会では、次回選挙に向けた議員定数、合併特例による定数の取扱い、選挙区のあり方について協議した。

まず、奈良市の条例定数は 44 人であったが、都祁・月ヶ瀬の合併特例により、現状は 46 人となっていた。協議会では、行財政改革が進められる中、議会も自ら経費削減に取り組むべきであるとの意見が多く示された。議会費の約 7 割が議員報酬等、約 4 分の 1 が議会事務局職員の給与で占められていることから、議会費を削減するには、定数、報酬、政務調査費、事務局経費などを総合的に見直す必要があるとされた。

定数の算定に当たっては、類似都市の状況を踏まえた「人口 1 万人につき議員 1 人程度」という基準が有力な根拠となった。奈良市の人口からすれば 36～37 人程度となるが、奈良市は市域が広く、都祁・月ヶ瀬などの東部山間地域を含むため、人口だけで定数を決めると地域の声が届きにくくなるとの指摘もあった。そのため、人口基準に加え、面積、地域性、合併地域の代表性、行政監視機能などを考慮すべきとされた。

合併特例については、特例区や公職選挙法上の選挙区を設けている同規模自治体の事例を調査したが、該当例はなかった。この結果を踏まえ、特例区は継続せず、次回選挙からは全市一区とすることが全会一致で確認された。

第 11 回では、各会派から 36 人、37 人、38 人、39 人、44 人などの案が示され、意見には幅があった。しかし、44 人を維持するのでは改革姿勢を示しにくく、36～37 人では地域代表性や議会機能への懸念が大きいことから、38～39 人が現実的な調整範囲とされた。第 12 回では、当初 38 人を主張していた会派も、定数以外に報酬、政務調査費、事務局の効率化などを組み合わせれば、議会費全体の削減目標を達成できるとして、39 人案に同意した。また、36～37 人を主張していた会派も、まずは削減の第一歩として、全会一致でまとまることを重視した。

その結果、第 12 回協議会において、条例定数 44 人から 5 人減の 39 人とする案を、協議会の全会一致の意見として議長に申し入れることが決定された。39 人という数字は、人口基準だけから機械的に算出されたものではなく、行財政改革、市民への説明責任、奈良市の地域性、議会の代表機能、各会派の意見を総合的に調整した結果である。なお、合併特例による 2 人を含む現状 46 人から見れば、実際の減少は 7 人となるが、協議会では条例定数 44 人からの 5 人削減として整理された。

〇幹事長会（H20.11.28）

定数条例の一部改正について、議会制度等検討協議会でご協議いただき、次の一般選挙から議員定数を３９人とすることで、報告を受けているところである。

最終日に議会運営委員長から提案していただく。

〇議会運営委員長(H20.11.28)

奈良市議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、議会議案第７号として最終日に上程して採決を行う。

〇本会議（H20.12.12）

賛成多数により可決

〇市議会議員選挙実施（H21.7.12）